

## 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可に係る審査基準

### (1) 通則

- 1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難や道路の交通の緩和、多人数の交通弱者の道路横断による危険の防止など公共的利便及び福祉の増進に寄与するものであること。
- 2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- 3) 通路は、通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- 4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。
- 5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。
- 6) 通路の幅員は想定される使用状況に応じた適切な幅員とし、その階数は1階を基本とする。ただし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、階数を2階以上とすることができる。
- 7) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するものでないこと。

### (2) 通路の設置数及び設置個所

- 1) 通路は、同一建築物について1個を基本とする。ただし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、2個以上とすることができる。
- 2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められる場合は、(ロ)の水平距離を縮小することができる。
  - (イ) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
  - (ロ) 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所

### (3) 通路の構造

- 1) 通路は、道路通行上支障のない高さ（5.5m以上）に設けること。ただし、電線、電車線等の路面からの高さを考慮したものとし、かつ、消防活動を妨げるものではないもの、交通安全施設等の視認性を妨げるものでないもの、及び道路の交通の安全を害しないものであると認められる場合は、歩道部分の上空に限り5.0m以上とすることができる。
- 2) 通路は、通路を設ける建築物から5m以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及び梁は耐火構造とすること。
- 3) 通路と通路を設ける建築物との間には、建築基準法施行令第112条第13項第1号又は第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
- 4) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路により避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。
- 5) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
- 6) 通路には、建築基準法施行令第126条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適当な排煙の措置を講ずること。
- 7) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適当な構造とすること。なお、通路部分の構造計算を行う場合は、地震地域係数Zは1.0、重要度係数は1.5とする。
- 8) 通路の外部には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をせず、落下物対策等にも配慮すること。
- 9) 通路の下面には必要に応じ、照明設備を設けること。
- 10) 通路には、適当な雨どいを設けること。